

メロンこども園 園則

第1章 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項

(学年及び学期)

第1条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日 から 8月31日 まで

(2) 第2学期 9月1日 から 12月31日 まで

(3) 第3学期 1月1日 から 3月31日 まで

(特定教育(絵画教室)・保育を行う日)

第2条 本園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 本園は前項の規定に関わらず次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子ども(1号認定こども)に係る休業日

ア 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

イ 年始休日(1月1日～1月3日まで)

ウ 年末休日(12月29日～12月31日まで)

エ 学年始休業(4月1日～入園式の前日)

オ 学年末休業(修了式の翌日～3月31日)

カ 夏季休業(7月21日～8月24日)

キ 冬季休業(12月23日～1月9日)

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

イ 年始休日(1月1日～1月3日)

ウ 年末休日(12月29日～12月31日まで)

3 本園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 本園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(保育の提供を行う時間等)

第3条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時00分から午後6時00分までの範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間は、午前9時00分から午後1時00分とする。

2 本園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後7時00分。

(2) 土曜日 午前7時00分から午後7時00分。

3 本園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)及び保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 本園は、教育標準時間認定子ども(1号認定こども)が、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

5 教育課程に係る教育週数は年間39週以上、教育時間は4時間を標準とすることとする。

第2章 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項

(提供する特定教育(絵画教室)・保育の内容)

第4条 本園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

第3章 保護者に対する子育ての支援内容に関する事項

(保護者に対する子育て支援の内容)

- 第5条 本園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。
- 2 本園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
- 3 本園は、保護者に対する子育ての支援において、園庭開放事業と子育てに係る相談事業を行うものとする。

第4章 利用定員及び職員組織に関する事項

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第6条 本園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 理事長 1人

社会福祉法人歩みの会、幼保連携型認定こども園メロン子ども園の管理 総括

(2) 園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(3) 主幹保育教諭 1人

主幹保育教諭は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

主幹保育教諭は、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。

(4) 副主幹保育教諭 2人

副主幹保育教諭は、主幹保育教諭助け、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。

(5) 保育教諭 20人 非常勤保育教諭 3名

保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。

(6) 保育補助 1 名 (非常勤)

保育補助は、保育教諭を補助する職務に従事する。

(7) 栄養士 1 人

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(8) 調理員 5 人 (非常勤 5 人)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(9) 事務長 1 人 事務職員 1 人

事務長・事務職員は、当園の事務を行う。

(利用定員)

第 7 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 1 項第 5 号に規定する利用定員は 164 人とする。

2 特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども、子育て支援施設等の運営に関する基準第 20 条第 6 項に規定する利用定員は次の通りとする。

(利用定員)

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号	—	—	—	4 人	4 人	4 人	12 人
2 号・3 号	9 人	28 人	28 人	29 人	29 人	29 人	152 人
合計	9 人	28 人	28 人	33 人	33 人	33 人	164 人

第5章 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 8 条 本園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第 7 条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。

(1) 抽選により決定する方法

(2) 申込みを受けた順序により決定する方法

(3) 本園の教育理念に基づき決定する方法

3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは毎年度募集要項を定めて明示する。

4 本園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第9条 本園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

2 退園又は休園しようとする教育標準時間認定子どもの保護者は、理由を記して園長に願い出るものとする。

第6章 保育料その他費用徴収に関する事項

(利用者負担その他の費用等)

第10条 本園においては、延長保育事業の利用料金を徴収する。(石巻市認可保育所等の保育料に関する条例施行規則：平成27年1月13日規則第1号第4条)

2 本園は、教育標準時間認定子ども(1号認定こども)が預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表に掲げる費用を徴収する。

第7章 その他施設の管理についての重要事項

(緊急時等における対応方法)

第11条 本園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 12 条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 本園は、利用子どもの人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともにその従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

保護者負担金

別表 1

備考 1 日の中で保育短時間における保育の実施の前後に延長保育を実施する場合は、それぞれ 1 回とする

項目	金額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担	1 回当たり 30 分以内 150 円 以後 30 分を超える毎に 150 円加算
項目	金額
教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担	1 回当たり 30 分以内 150 円 以後 30 分を超える毎に 150 円加算

別表 2

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
1 号認定子どもに係る給食費 ➡ (主食費を含む)	食事の提供に要する費用を徴収	月額 4,700 円 4,000 円 + 700 円 (主食費)
2 号認定子どもに係る給食費 ➡ (主食費を含む)	食事の提供に要する費用を徴収	月額 5,700 円 5,000 円 + 700 円 (主食費)
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
教材費	クレヨン、自由画帳、はさみ等々の購入費用 (製作活動に使用するため)	実費
アルバム代	卒園児のみ	14,350 円 (1,135 円 × 10 ヶ月・4、5 月のみ 2,250 円)

※施設維持費 こども園の保守・点検・保安等に要する費用 1 世帯月額 350 円

雑則 この園則・運営規定の実施についての必要な事項は、園長が定める。

付則 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人歩みの会理事会の議決を経るものとする。

この園則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。